

平成17年度第2回
東京都食品安全審議会会議録

日 時：平成17年10月25日（火）午前10時～
場 所：東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

午前10時00分開会

【小川食品監視課長】 定刻になりましたので、ただいまより平成17年度第2回東京都食品安全審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。黒川会長に進行をお願いするまでの間、私、福祉保健局健康安全室食品監視課長の小川でございますけれども、それまで司会を務めさせていただきます。

早速ですが、開会に先立ちまして、八木健康安全室長よりごあいさつを申し上げます。

【八木健康安全室長】 健康安全室長の八木でございます。本年8月に健康安全室長に就任いたしました、本日初めてお目にかかる方もいらっしゃるかと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、大変お忙しい中を早朝からこのようにご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

6月28日に開催いたしました第1回本審議会におきまして、リスクコミュニケーションの充実に向けた考え方ということで諮問させていただいたところです。

食品の安全確保におけるこのリスクコミュニケーションにつきましては、その必要性が大きく取り上げられてはおりますが、具体的な方法とか、あるいは体系的な取組につきましては、国においても暗中模索の状態であると私どもは考えております。

こうした中、本審議会では検討部会を設置していただきまして、幅広く集中的なご審議をいただきまいりました。高橋（久）部会長を初めといたしまして、部会の委員の皆様には毎回活発なご議論をいただきまして、今般、部会としての中間のまとめをいただいたところでございます。深く感謝申し上げます。

本日は、その中間のまとめを検討部会からご報告いただきまして、その内容をご審議いただきたく、そのような予定としてございます。

東京都が現在進め、またこれから進めていくこのリスクコミュニケーションにつきましては、各方面から高い関心が寄せられております。そうした点からも、本審議会におきまして、各界を代表される委員の皆様のご意見をいただきますことは極めて重要なことだと考えております。

本日は、中間のまとめという1つの区切りとなる機会ではございますが、今後とも最終答申に向けましてのご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【小川食品監視課長】 それでは、定数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都食品安全審議会規則第5条第1項によりまして、委員の過半数の出席によって成立することになっております。ただいまご出席いただいている委員は19名でございます。委員総数22名の過半数に達しておりますので、定足を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日、交告委員、松田委員、中村委員におかれましては、ご都合が悪いということでご欠席でございますので、ご報告申し上げます。

それでは、黒川会長、これからの司会につきましてよろしくお願ひいたします。

【黒川会長】 皆様おはようございます。それでは、審議を始めさせていただきます。

前回でございますが、6月28日に開催された第1回審議会で、「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」ということで諮問をいただきまして、その後、高橋久仁子委員を座長とする検討部会においてご検討いただきまして、ところでございます。

本日は、今ご案内のとおり、その検討結果を部会から中間のまとめとしてご報告いただき、審議することにいたしたいと思っております。

それでは、まず検討部会における審議経過等について、事務局よりご報告願います。

【小川食品監視課長】 それでは、事務局より説明させていただきます。

まず、お手元の資料1をご覧くださいと思います。「平成17年度食品安全審議会審議の経過」という資料でございます。

先ほどのあいさつにもありましたように、6月28日に第1回食品安全審議会を開催いたしましたし、諮問をさせていただきました。その後、諮問内容について鋭意、精力的に検討するため検討部会が設置されております。この検討部会は、これまで3回開かれました。

7月8日の第1回検討部会におきましては、部会長、副部会長の選出をいたしました。さらに、「都が行うべき取組と検討の方向性について」ということで、都が従前から行っているいろいろな取組の内容をご説明の上、皆さん方に貴重なご意見を伺いました。

それを踏まえまして、8月2日に第2回検討部会を開催いたしました。「都におけるリスクコミュニケーションの充実策の考え方について」という議題のもと、従来の取組から、これからどのような考え方を持って取組を進めていくべきであろうかということについて、ご意見をいただいております。

9月8日、第3回検討部会におきましては、今日皆様方にお示ししております中間のまとめのたたき台を部会でご検討いただきました。この部会におきましては、まとめ方の方向性など、いろいろと貴重なご意見をいただきました。その後、検討内容を踏まえ、今日お示ししております中間のまとめを作成いたしました。

事務局からは以上でございます。

【黒川会長】 検討部会を3回も暑い最中に開いていただきまして、ありがとうございました。それでは、その座長でいらっしゃいます高橋久仁子委員からご説明をお願いいたします。

【高橋（久）委員（検討部会長）】 高橋でございます。6月28日の本年度第1回審議会において諮問いただきまして、具体的な検討を集中して行うために検討部会を立ち上げ、今まで3回にわたって検討してまいりました。

部会では、まず第1といたしまして、リスクコミュニケーションの必要性の段で、食品の安全におけるリスクの必要性をまとめまして、第2のリスクコミュニケーションの推進における関係者の課題におきまして、消費者や自治体、事業者がリスクコミュニケーションにおいて果たす役割を明確化し、第3番目といたしまして、リスクコミュニケーションの社会的な定着に向けての段で、東京都の地域特性をかんがみた上での都の果たすべき役割の3点にまとめました。

そして、この役割を果たし、リスクコミュニケーションを定着させるための取組を整理

して、その考え方を検討しました。その結果を今回、中間のまとめとして作成いたしましたので、ご報告いたします。

では、まずリスクコミュニケーションの必要性について、事務局より説明をお願いいたします。

【小川食品監視課長】 それでは事務局から、中間のまとめにつきまして説明させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。また、参考資料1もあわせてご覧下さいませようをお願いいたします。

参考資料1には、これから私がお説明申し上げる中間のまとめの流れ図が書いてございます。これから中間のまとめの本文につきましてご説明いたしますので、ご参考にしていただきたいと思います。

中間のまとめは、1、リスクコミュニケーションの必要性、2、リスクコミュニケーションの推進における関係者の課題、3、リスクコミュニケーションの社会的な定着に向けての3部で構成されております。まず資料2「中間のまとめ」の1ページをごらん下さい。

このまとめに至った経緯を記載しております。「はじめに」ということで、説明させていただきます。

食品の安全に関するリスクコミュニケーションは、都民、事業者、行政、専門家などすべての利害関係者が情報や意見を双方向の「対話」を通じて交換し、社会全体として情報を共有して食品のリスクを制御、削減していこうという考え方であり、食品の安全・安心を確保するうえにおいて不可欠な要因である。

東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）は、平成17年6月28日、「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」について知事から諮問された。

これを受け、審議会では、諮問事項の効率的・専門的な見地から検討を行うため、検討部会での検討を決定した。

検討部会においては、行政機関としての東京都（以下「都」という。）が実施しているリスクコミュニケーションの現状を踏まえ、東京の地域特性を考慮しながら、都におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方について3回にわたり検討を行った。

本報告は、当審議会において、今後都が食品の安全行政を進めるうえでリスクコミュニケーションに際して考慮すべき事項を項目として整理し、「中間のまとめ」としたものである。

今後、本中間のまとめについて、都民・事業者など関係者から広く意見を機器ながら、更に検討を進めていく必要がある。

ということで、部会からの報告の「はじめに」という形にしております。

次のページをご覧ください。参考資料1では、「1 リスコミの必要性」の部分です。様々な関係者の関係図を基に、リスコミの必要性について記載されています。

第1 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの必要性

1 食品の安全確保対策の現状

これまでの食品の安全対策は、何か事故が起きてから、二度とそのようなことが起きないように対策を講じることが中心で、多くの場合、安全か危険か、あるいは、基準値以

下か否かという2分法で物事を判断してきた。

現在では、食品の安全性について単にシロ・クロで判断するのではなく、食品の安全に絶対はないということを前提に、そのものが健康に及ぼす悪影響の程度や性質、悪影響を及ぼす量を予測し（リスク評価）、その結果をもとに悪影響の可能性をなるべく小さくするための対策（リスク管理）を実施することが、食品の安全確保における国際的な考え方の基本となっている。

リスク評価は科学者（わが国では内閣府の食品安全委員会）が行い、リスク管理は行政や事業者が中心となっていくことが役割となっているが、消費者が安心を得るためには、消費者を含めた多くの関係者が意見を出し合い、目標実現（リスクの低減）に向けて参加、協力し、最も適切な対応が図られるようにすることが必要である。

このように関係者の理解と協力を進めるため、リスク評価やリスク管理の内容をはじめ、食品の安全に関する様々な情報や意見の交換を図る過程がリスクコミュニケーションであり、現在、わが国においては、リスク評価、リスク管理とリスクコミュニケーションが一体となって取り組む「リスク分析」の考え方を取り入れた対策が進められている。

これが現状でございます。

2 リスクコミュニケーションを行うことの意味

食品の安全を確保するため、国の食品安全委員会において、科学的知見に基づいた食品による健康影響評価が行われている。

各省庁及び自治体では、この健康影響評価に基づき対策を講じることとされているが、その他対策に係る経済的負担あるいは技術的に可能な方法などを勘案しながら、現実的な対応としてできる限りリスクを低減し、実質的な安全のレベルを確保しようとしている。

一方、食品のリスクを受容する考え方の中には、すべてのリスクを排除して絶対的な安全「ゼロリスク」を達成すべきとの理想論もあり、実質的な安全を確保しようとする現実論とのギャップが存在する。また、科学的な知見や行政や事業者の取組など情報が正しく提供されていないことによる誤解が、食品に対する不安等を助長させる原因ともなっている。

行政や事業者が行う食品の安全確保に向けた取組が、都民の安心へとつながっていくためには、都民、事業者、行政などすべての利害関係者が、リスクに関する情報を共有しつつ、関係者のあいだでリスクを受容する考え方の差を縮め、相互に取組に理解を深め、リスクの低減に向けてともに考えていくことが必要であり、その過程で意見や情報の交換である「リスクコミュニケーション」を行っていくことが重要である。

リスクコミュニケーションを通じて、都における食品の安全確保対策の透明性が向上し、消費者や事業者など関係者がそれぞれの役割に応じて主体的な取組が進められるとともに、相互の協力のもとに効果的な対策を進めることが可能となる。

今日、リスクコミュニケーションは、食品の安全に関する情報を関係者が共有し、リスクの低減に向けてともに取り組む社会を実現する上で不可欠な要因である。

この段は、「リスクコミュニケーションの必要性」について、現状とリスクコミュニケ

ーションの基本的な事柄を、委員の皆様からのご意見により、このようにまとめました。
部長、以上でございます。

【高橋（久）委員】 リスクコミュニケーションの必要性を明確にした上で、では、リスクコミュニケーションを充実するために関係者が果たすべき役割は何かを確認いたしました。事務局から説明をお願いいたします。

【小川食品監視課長】 参考資料1の2の2の絵柄をご覧ください。リスクコミュニケーションの推進における関係者の課題について、消費者・事業者・メディア関係者・専門家・自治体・国という輪の絵で示しております。ここの部分につきまして説明させていただきます。

第2 リスクコミュニケーション推進における関係者の役割と課題

食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションを進めるうえで、すべての関係者が参加し、それぞれの考え方や考え方が異なる理由や背景について相互に理解する努力を継続し、よりよい安全確保の取組をともに考えていくことが必要である。

食品の安全は、事業者や行政の取組だけで確保されるものではなく、多くの関係者の理解と協力により成り立つものである。そうした理解と協力に向けた取組の過程であるリスクコミュニケーションを円滑に進めるためには、関係者がリスクコミュニケーションにおける自らの役割を認識し、積極的な参加を図る必要がある。

リスクコミュニケーションについては、取組が始められたばかりであり、現状は、様々な意見や考え方があり、今後、各関係者がリスクコミュニケーションの必要性を認識し、よりよいリスクコミュニケーションを図るため、それぞれの役割と課題を整理する必要がある。

ここまでが前文でございます。

次に、それぞれの主体ごとに書いてございます。

1 国

わが国における食品の安全に関する事項について、広く関係者と適切な情報・意見の交換を図ること

国の食品安全委員会が行うリスク評価（食品健康影響評価）は、わが国の食品安全確保の基礎となるものであり、この評価の過程、結果及びその理由や背景についてリスクコミュニケーションを行うことは国の重要な役割のひとつ

わが国の食品の安全について、広く情報の収集、整理を行い、現在問題となっていることなどについて分かりやすく関係者へ情報提供するとともに、意見交換会の開催や施策へ関係者の意見反映を図る方策など、国の取組について透明性を確保すること

全国で統一的な対応が図られるよう、事業者、消費者、自治体との意思の疎通を十分に図っていくこと

雑駁ですが、以上を国の役割と課題と整理しております。

2 自治体

法の規定や国との役割分担を踏まえ、地域における食品の安全確保に関わる具体的な取組について関係者とリスクコミュニケーションを進めること

地域における食品の安全に関する情報を収集、整理のうえ、生活や事業に則した分

かりやすい方法で提供すること

できる限り多くの関係者が食品の安全に関する問題を理解できるよう、多様な情報提供の方法を用いていくこと

地域で実施する食品の安全確保に向けた具体的な取組について、関係者との意見交換を行うとともに、関係者の意見を取組に反映させる方策を提案すること

地域において食品の安全に関する理解が浸透するよう、事業者をはじめとする関係者と連携を図り、リスクコミュニケーションの機会を設けていくこと

これらを、自治体の役割と課題としてまとめております。

3 事業者

企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)を認識し、自らが取扱う食品の安全について組織的に積極的に情報開示を行うとともに、自らリスクコミュニケーションを行っていくこと

関係者へ食品の安全に関する適切な説明や情報提供を行うための組織、人材、具体的な手段を工夫していく努力を継続すること

4 消費者

食品の安全に関して自ら情報を収集し、合理的な食品の選択を通じて自らの考え方を示していくこと

意見交換の機会を捉え、積極的な参加を図るとともに、意見を表明していくこと

事業者と日頃から情報や意見の交換を図りながら、信頼関係を醸成していくこと

5 メディア関係者

科学的データと事実に基づき、食品の持つリスクの性質な大きさを正しく伝える努力すること

情報の受け手が、食品の選択を合理的に行うため食品のリスクをはじめ、幅広く適切な情報を提供すること

6 専門家

食品のリスクに関する科学的な根拠や背景について、関係者の理解が進むよう、分かりやすく提供すること

科学的に確実な結論が得られていないことや複数の見解が示されている事項などについて、諸外国や学会等での報告や主張等を紹介し、科学的な議論の透明性を高める努力を行うこと

以上、「関係者の役割と課題」という形で整理しておりますが、1番の国と2番の自治体につきましては、総論的なこととさせていただきます。こういったことを踏まえた上で施策に反映するという「考え方」として、1番と2番に整理いたしました。部会長、以上でございます。

【高橋(久)委員】 必要性と関係者の役割を明確化いたしました。では、都に食品の安全に関するリスクミを定着させるため、自治体である東京都が果たすべき役割を明確にし、そのための取組を整理しました。事務局からご説明願います。

【中村食品安全担当係長】 それでは、説明させていただきます。

お手元の参考資料1をご覧ください。3として、「リスクコミュニケーションの社会的な

定着に向けて」という形でまとめてございます。

参考資料1の左の上に、「国の取組と都の取組の現状」として整理していただきました。国の果たすべき役割、自治体の果たすべき役割というものを踏まえて、現状についてご議論をいただきました。

次に、東京都がリスクコミュニケーションを進めていく上で考慮すべき地域特性というものは何なのかということについてご議論をいただき、取りまとめていただきました。

このように、現状の取組、地域特性を踏まえた上で、東京都が果たすべき役割について3点ほど取りまとめていただきました。そして、取りまとめていただいた役割を踏まえた上で、実際に東京都というエリアでリスクコミュニケーションを定着させていくために都として必要な取組は何かについて取りまとめていただきました。以上が、「リスクコミュニケーションの社会的な定着に向けて」の構成です。

それでは、以上の流れに従い、本文でご説明させていただきます。本文7ページをご覧ください。

「第3 リスクコミュニケーションの社会的な定着に向けて」の第1番目、「リスクコミュニケーションの現状」でございます。

まず、国の取組についてまとめていただきました。読み上げます。

平成14年のBSE発生を契機として、わが国では、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの3つの要素で構成されるリスク分析の考え方に基づく対策が進められている。

平成15年に、国では食品安全基本法を制定し、リスク評価を行う機関として食品安全委員会を設置した。

食品安全委員会では、リスク評価の結果についてホームページ上での情報提供や説明会を開催している。

平成16年7月、食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会から「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」が取りまとめられている。

農林水産省や厚生労働省では、食品安全委員会のリスク評価を踏まえ、法に基づく食品等の基準改正について、パブリックコメントの募集を行うなど、食品の安全確保に関する国全体の枠組みについてリスクコミュニケーションを実施している。

以上が現状でございます。要は、国全体の枠組みについてのリスクコミュニケーションが、国における現在の取組です。

これを踏まえまして、(2)で「東京都の取組の現状」についてまとめていただいております。読み上げます。

都は、自治体として法を踏まえた施策をはじめ、大消費地東京の地域特性に応じた課題やニーズに則した食品の監視指導など具体的な取組を実施するとともに、そうした取組の内容や結果について都民や事業者との意見交換を図るなど、現場の取組と一体となったリスクコミュニケーションを実践している。

平成15年には、専門家により食品の安全に関する情報を分析・評価する「東京都食品安全情報評価委員会」を設置し、科学的な情報を分かりやすく都民へ提供する方法などの検討を行っている。

都民、事業者など関係者との意見交換については、できる限り多くの交流が図れるよう、食の安全都民フォーラムの開催やネット上で意見交換を行う食品安全ネットフォーラムの開設など新たな試みを進めている。

平成16年、東京都食品安全条例を制定し、自主回収報告制度など事業者の自主的な情報開示に向けた仕組みづくりを進めるとともに、リスクコミュニケーションの実施を含め、食品の相互的な安全確保対策の推進を図っている。

以上が都の現状ですが、まさに「現場の情報と一体となったリスクコミュニケーションを進めている」ということが現状だとまとめていただいています。

次に、先ほど申し上げました東京都の地域特性を考慮してリスクコミュニケーションを進めるためにはどのようにするべきかという観点で取りまとめをいただいています。

次に二番目として、「2 東京の地域特性とリスクコミュニケーションの推進」について説明します。

東京は、わが国で最大の食品の消費地であり、全国あるいは世界中から様々な食品が集まっている。

東京では、豊富な食品の中から自らの嗜好に合ったものを選択できる一方で、消費地としての特性が強く、食品の製造・流通の過程が見えにくいことから、食品に対する不安や不信が最も先鋭的に現れやすい面を有している。

東京は、全国の自治体の中で最大の人口を抱え、多くの人が集まり、様々な生活様式が営まれている。このため、リスクコミュニケーションのパートナーである関係者には、科学的知識、生活信条、健康状態など多様な背景があり、食品の安全に対する様々な意見、要望、価値観がある中で、都の具体的な取組等について理解を進めていくことが求められている。

東京は、首都として企業の本社など事業活動や消費者活動の中核機能が多く存在している。東京では、こうした意思決定権をもつ関係者が連携し合いながら、リスクコミュニケーションの先進的な取組を進めていける潜在的な可能性を有している。

このように、東京の地域特性としては「わが国最大の消費地」ということがあり、多様な価値観、そのような人たちとリスクコミュニケーションを行っていかねばいけないという困難さという面と、それから先進的な取組とパートナーシップが結べていけるのではないかというメリットと両面あるのではないかという形でまとめていただきました。

さらに、今申し上げました地域特性を踏まえ、都が果たすべき役割ということで、3番目にまとめていただいています。

3 都が果たすべき役割

食品の大消費地としての地域特性に応じた安全確保の取組を、関係者と意見を交換しながらともに構築し、関係者との協力の下に進めるためのリスクコミュニケーションを進めることが必要。

そのために、次の3つの役割をはたすべき

(1) 正確な情報とその情報の持つ「意義」について提供する

都民、事業者が食品の安全について正しく理解し、都民が安心して食品を選択できるよう、科学的に正確な情報と生活や事業に関する日常の疑問を解決する「情報の意義」

を付加して分かりやすく提供する。

食品に関わる事件や事故の発生など緊急時において、迅速にその情報と対応方法を周知し、被害の拡大防止を図る。また、平常時の適切な情報提供等を通じて、関係者の理解と信頼を得ることにより、緊急時の対応を円滑かつ効果的に進める。

これは、危機管理の部分にも関係しますが、そのような面からも取りまとめをいただいております。

(2) 相互理解を進める多様な方策を提案する

様々な価値観を持つ多くの関係者と、食品の安全に関して東京が抱える問題や対策について相互理解を深めるための多様な方法を提案する。

都がリスク管理者として取り組む施策について、関係者と共に考えながらその内容や実施状況を公表し、透明性・信頼性の向上を図りながら進めていく方策を提案する。

(3) 関係者の役割に応じた取組を促進する

関係者が、自らの役割を認識し、リスクコミュニケーションへ参加が図れるよう都としての取組を進める。

都が主体的にリスクコミュニケーションを行うだけでなく、先進的な取組を進めている事業者等と連携し、多くの関係者が主体的にリスクコミュニケーションの取り組めるよう効果的な実施方法等の普及・拡大を図る。

以上を「都が果たすべき役割」として整理いたしました。

こういった役割を踏まえまして、4番目に「リスクコミュニケーションの定着に向けた都の取組」として、具体的な考え方をまとめていただいております。

4 リスクコミュニケーション定着に向けた都の取組

都の現状の取組及び地域特性を踏まえ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを適切に進めるためには、次のような取組が必要である。

ということで、まず情報提供の部分です。「(1)より広く、分かりやすい情報提供」を行うために、まず情報の整備というものが必要であろうという考え方をまとめていただいております。

ア 情報の整備

情報提供をリスクコミュニケーションの第一歩として捉え、適切に進めるために必要とされる以下のような情報を収集・整理していくべきである。

情報収集は、首都東京の地域特性を活用し、東京に集積される様々な情報を可能な限り幅広く収集する。また、その整理にあたっては、専門家との連携を図り、学術的な信頼性が検証できる体制確保が欠かせない。

ということで、以下、(ア)、(イ)、(ウ)としまして、どのような情報収集をするべきなのかということで整理していただきました。

まず「(ア)法規等に関する情報」です。国の法令データですとか、あるいは国の施策に関する情報ということです。また、東京都におきましても、生産から消費までという幅広いスパンでの仕事をしておりますから、都条例の改正等に関する情報、都における安全確保の取組、具体的な施策、監視指導等に関する情報を整理してまとめたものということです。

「(イ)食品のリスクに関する情報」です。都における監視指導、検査結果のデータです。監視や検査を行った結果、どのようなものが違反であったかなどという情報です。また、事件、事故に関する情報、国内外の研究機関からの情報、あるいはメディアによって発信される情報など「首都東京の地域特性に応じた幅広い情報を収集」とことでまとめていただいておりますが、まさにこういった事柄を都の地域特性に応じて幅広く収集すべきであるというご意見をいただいております。

「(ウ)その他」として、国内外で食品のリスク低減に効果のあった施策の事例、いわば成功事例というものや、国内外のリスクコミュニケーションの事例、こういうものを整理して、次のより広い、あるいはより分かりやすい情報の発信につなげていくべきだということでもまとめていただいております。

次に、より広い情報の発信の具体的な方法についてです。

イ より広い情報の発信

インターネットによる情報については、自らが行う情報提供のほかに、国や他の団体が提供している情報へのリンクを行うとともに、リンク先の情報内容について分かるような提供を行う。

インターネットによる情報提供のほかに、広報誌、報道機関への公表、パンフレットなど多面的な情報提供媒体を用意し、インターネットを利用できない関係者へも配慮したきめ細かな情報提供を図っていく。

以上は、インターネットを使った情報発信についてです。昨今、インターネット等が非常に普及しまして、インターネットによる情報提供が盛んに行われています。しかし、インターネットを利用できない方へも配慮すべきだというご意見もいただきました。

保健所をはじめ、都が設置している食品の安全に関する相談窓口を活用して広く関係者へ情報提供を行えるよう、これらの窓口について周知を図っていく。

生産から消費に至るまでには、いろいろな窓口がございます。そういった窓口をきちんと整理していくべきだというご意見でございます。

関係者が食品の安全について正しい理解が得られるよう、食品の安全に関する食育の推進を図る。また、子供から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた情報提供(子供向けサイト等)の充実を図る。

次からは、若干危機管理の部分に触れる事項です。

緊急時の情報提供については、報道機関への公表を行うとともに、東京都ホームページのトップページに情報を掲載し、関係者が容易に内容を確認できるよう配慮する。また、必要に応じて専門の電話相談窓口(ホットライン)を設置する。

緊急時の情報提供が、被害の未然防止・拡大防止に活用できるよう、日頃から都の危機管理に際した対応方法等について情報提供を行っていくことが必要である。また、どのようなリスクが顕在化するか日頃から点検し、迅速にQ & Aなどの情報が発信できるよう準備しておく。

以上が「より広い情報の発信」ということでございます。

次に、より分かりやすい情報の発信について、整理いたしました。

ウ より分かりやすい情報の発信

科学的に正確な情報とその情報の意義を付加して提供する。特に、科学的に専門性の高い内容や緊急時の対応については、Q & A方式など関係者が理解しやすい形式での情報提供を迅速に行う。

科学的・専門的な内容の情報提供に際しては、必要に応じて東京都食品安全情報評価委員会において提供の内容・方法を検討するなど、専門家と連携して分かりやすい工夫を行っていく。

法令の改正や都の施策に関するものなど情報量の多いものは、関係者が理解しやすいよう要約を作成し、速やかに提供する。また、必要に応じて、解説資料、概要版、根拠となるデータを含む詳細版など、多様な内容の情報発信を行っていく。

科学的に不確実な事項についても、分かりやすく伝える努力をしていく。また、新たな知見が得られた場合には、速やかにその情報を発信していく。

情報というものは日々変わってまいります。そういうことを的確にキャッチして、迅速に発信していくべきだという考え方をまとめていただいています。

次に、(2)関係者の活発な意見交換についてです。今までは情報提供という一方向からのみの情報提供についてでしたが、双方向についてはどのような考え方が必要かということでもまとめていただいております。

ア 関係者の疑問・意見の把握

関係者からの相談や問合せを関係者との意見交換の始期と捉え、活用するため、内容に応じた窓口を対外的に周知する。

食品の安全に関する相談窓口が一元的に見られるようにホームページ等で紹介し、関係者が必要とする情報の入手や相談が容易に行えるようにしていく。

寄せられた問合せ等の内容を整理し、よくある質問については、Q & A方式によりホームページにて周知していく(食品安全FAQの作成) - - 今、よく企業なんかでもFAQという形でホームページに載せられていますが、そういうものということでございます - - とともに、必要に応じて関係者との意見交換のテーマとして活用する。

提供した情報について、関係者の受け留め方を把握するため都民モニターの活用を図るとともに、ネットフォーラムなどにより関係者の意見や要望を集約し、関係者との意見・情報交換に活用する。

これらは、情報を発信するとともに、どのように受けとめられたかをきちんと把握していくべきだということでございます。

続きまして、双方向の機会の場を設けるに当たって配慮すべき点ということでございます。

イ 関係者による交流機会の場への参加促進

食の安全に関するリスクコミュニケーションの開催状況や主催者等の問い合わせ先を出来るかぎり都が一元的に案内することで、関係者が参加しやすい環境を整備する。

いつ、どこで、どのようなリスクコミュニケーションが行われているのかという情報を都が提供するというご意見でございます。

交流の場は、関係者が参加しやすい曜日や時間の設定に配慮する。

このような事柄を通じて、さまざまな関係者が参加できるような環境を整えていこうと

いうこととございます。

ウ 意見・情報交換の推進

(ア) 機会の充実による幅広い意見交換

これは、多様な機会を設けていこうという考え方でございます。

関係者の疑問や要望を踏まえ、都民フォーラムなどの場を活用し、幅広く意見・情報の交換を図る機会を充実する。

地域型の意見交換の機会についても開催を配慮する。

現在、都庁で都民フォーラム等を実施していますが、地域に根ざした意見交換というものも配慮していくべきだというご意見でございます。

(イ) 多様な方法による相互理解の推進、方法についてもどのような考え方でやっていったらいいかということでもとめていただいています。

意見交換や情報交換の方法について、次のようなバリエーションを持たせることにより、関係者の相互理解をより一層推進する。

- ・ 都民が食品工場など製造現場での実体験を踏まえ、事業者との意見交換をするなど体験型交流を通じて相互理解を推進する。

- ・ 様々な機会を捉えポスターセッションなどによる意見交換を実施する。

- ・ テーマに応じて、意見交換を単発に開催するだけでなく、関係者による継続的な議論を実施する。また、議論にあたっては、食品安全審議会など既存の組織を活用して、各方面からの関係者の参加を図る。

- ・ 過去の事件、事故への対応事例など、施策の検証や関係者の役割などについて議論を実施する。

このように、さまざまなバリエーションを持たせた意見交換を図っていくべきだということとございます。

エ 施策への関係者の意見反映

まさに都がリスク管理者としてリスクコミを実施するに当たって、関係者の意見反映をどのように図っていくかという考え方をまとめていただいております。

都の施策へ関係者の意見反映を図るため、必要に応じて食品安全審議会による検討を行うとともに、検討の過程において広く関係者からの意見募集（パブリックコメントや説明会）等を行う。

都の各保健所における食品衛生推進会議などを活用し、各地域での取組についてきめ細かく関係者との意見交換を進め、食品の安全確保に向けた取組への反映を図る。

続きまして、(3) 関係者との連携によるリスクコミュニケーションの浸透・定着ということとです。都が主体的に行うリスクコミュニケーションだけではなく、さまざまな主体によるリスクコミュニケーションと連携して定着を図っていくためにはどのようにしたらいいかということでもとめていただいております。

ア 自主的な情報公開の促進

事業者が、自ら取り扱う食品の安全について自主的な情報公開を進めるよう、東京都生産情報提供事業者登録制度の普及や東京都食品安全条例に基づく自主回収報告制度の周知を図る。

このための仕組みづくりを今進めています。このようなものを活用していただいて、自主的な情報開示を進めていこうという考え方でございます。

イ 先進的な取組の普及に向けた技術的支援

事業者や都民が樹脂的なリスクコミュニケーションの実施に向けて活用できるノウハウの提供など様々な技術的な支援を行っていく。

リスクコミュニケーションの先進的な取組を行っている事業者がその活動内容を発表でき、また、都民や他の事業者がそれを参考とできるような交流機会を検討していくことも有用である。

このような様々な関係者との連携を進めるための考え方を以下にまとめました。

ウ 様々な関係者との連携

技術的な支援等を通じて、都民や事業者が主体的に取り組む意見交換会等へ積極的な参加を図る。

テーマに応じて、意見交換を行う際に参加する事業者を公募するなど、様々な関係者とリスクコミュニケーションの連携を図る。

最後になりますが、(4)リスクコミュニケーション定着に向けた基盤整備についてです。ここまで、情報提供ですとか、あるいは双方向の意見交換、あるいは関係者との連携ということで考え方をまとめていただきましたが、これらを総合的に進めるための基盤を整備すべきではないかという考え方をまとめていただいています。

(4) リスクコミュニケーション定着に向けた基盤整備

都がリスク管理者として、関係者との円滑リスクコミュニケーションを進めるために、ノウハウを持ち関係者への適切な説明ができる人材の育成を図る

情報の収集・提供から関係者との連携など総合的なリスクコミュニケーションを推進するための体制を確保することが必要である。

リスクコミュニケーションを進めていくにあたっての都のスタンスや情報発信の資料作成、関係者への説明などにおける必須的事項などを取りまとめた規範を策定し、リスクコミュニケーションの担当者が活動しやすい環境を整備する。

関係者のリスクコミュニケーションの取組について相互連携を進めるため、具体的な連携方法などを継続的に検討、協議していく。

関係者との検討、協議を通じて、リスクコミュニケーションを進めるための効果的な方法や体制整備など関係者の主体的な取組の普及を図っていく。

以上がリスクコミュニケーションの社会的な定着に向けてという考え方でございます。

【黒川会長】 ありがとうございます。中間のまとめ案についてご説明いただきました。この案についてご審議いただくわけですが、毎回やっていることですが、効率的に審議を進めるため、範囲を絞って順番に進めたいと思います。つまり、大きく分けて第1から第3のセクションになっておりますけれども、「はじめに」を入れると4つになりますが、それを3つに分けて順にご審議いただくということです。最初の「はじめに」プラス第1のリスクコミュニケーションの必要性に関して、ご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【高濱委員】 全体として、非常にわかりやすい文章で整理されていると思います。項目の取り上げ方についても、無理なく整理されており、読みやすい文章になっていると思いますが、3ページの一番上「その他対策に係る経済的負担あるいは」と記載されている点、これは「その他」ではなくて、「その際」とか「その場合」という意味ではないでしょうか。これはミスプリントではないかと思います。それが第1点でございます。

その次のパラグラフでございますが、「『ゼロリスク』を達成するべきとの理想論もあり」と書かれています。「ゼロリスクを達成することが理想だ」と読む人は理解するのではないかなと感じます。ゼロリスクを達成することになりますと、逆に他のリスクが生じるとか、食品を摂取する効用が否定される等の問題が生じます。ゼロリスクというのは達成すべきものではなく、ある種極端な1つの考え方だというふうに整理すべきではないかと考えます。「食品のリスクを受容する考え方の中には」とあるんですけども、ゼロリスクはもともと食品のリスクを受容しない考え方だと思いますので、表現の問題かとも思いますが、この辺も少し整理されたいのではという感じがいたします。

【小川食品監視課長】 まず第1点につきましては、そのとおりでございます。

ゼロリスクの考え方につきましては、確かにまだ十分でない部分があります。全体の流れがまだ十分わかりやすくまとめきれていないので、皆さん方の意見を聞きながら検討していきたいと思っております。

【和田委員】 2点あるんですが、1つは、今お話の出ました「『ゼロリスク』を達成するべきとの理想論」という下りです。私はこの「理想論」という言葉をちょっと考え直した方がいいのではないかと思います。このままの文章にするならば、むしろ「考え方」という表現の方がいいのではないかなと思っております。これはぜひご検討いただきたいと思っております。

もう1つは、私自身がよくわからないので質問しますが、2ページの3番目の「 」で、リスク分析をその前段で説き、「リスク評価は科学者（わが国では内閣府の食品安全委員会）が行い、リスク管理は行政や事業者が中心になって行うことが役割となっているが」とあります。リスクを減らしていく工程での事業者の役割というのは当然ありますけれども、内閣府の食品安全委員会をリスク評価とはっきり書いている文章の続きとして「リスク管理は行政や事業者」という定義の仕方で正しいのかどうか疑問を感じます。といいますのは、食品安全委員会という言い方をするのでしたらば、あくまでもリスク管理は農林水産省と厚生労働省の役割であるというのが「リスク分析」ではなかったかという気がします。今、手元に食品安全基本法等を持っていないものですから自信がありませんが、リスクを減らすという役割の中に事業者が入るのは当然ですけれども、この文章の中に「事業者」という言葉を入れるのが正確なのかどうかということについて、いかがでしょうか。

先ほどのごあいさつにありましたように、リスク分析について、まだ国が、暗中模索しているというお話がありました。昨日のBSEのプリオン調査会を傍聴いたしましたけれども、本当にまだ暗中模索のところだと思います。評価をするところで、その前提条件の話が出てくるものですから、議論が何度も何度も元へ戻ってしまう。リスク管理機関へ「こうこうこういうことをすべきである」という投げかけをする一方で、「前提がないところで科学的に評価をすることができるのか」というような問いかけがありました。非常

にまだ難しいなと思いながら聞いており、これはきちんと整理しておかなければいけないと思いましたが、ここで「事業者」という言葉が入るのが適正なのか、妥当なのかという質問です。

【黒川会長】 2点ありましたね。どうぞ。

【小川食品監視課長】 まず1点目ですけれども、「達成すべきとの理想論」につきましては、先ほど高濱委員からもご指摘がありました。「達成すべき」ということも含めまして、再度、できましたら次回の部会等で十分に検討していきたいと考えております。

2ページの「 」の3のところですが、私ども当然、事業者もリスク管理の重要な一部だと考えております。しかし、確かにご指摘とおり、この文章につきましては、行政サイドの流れと事業者サイドの流れが多分一緒になって書かれているので、わかりにくくなっているのではないかと思います。確かに内閣府ということが出れば、関係省庁とか、要するに自治体ぐらいのところは1つのパラフレーズでまとめ、そのほかの通常の事業活動の中で行うリスク管理の部分というのは、多分書き分けた方がもっとわかりやすいのではないかと思います。今のお話は、また皆さん方のご意見を聞きながら検討すべき内容だと考えております。

【高橋（久）委員】 今の和田委員のご意見を伺っていて気づいたのですが、リスクコミュニケーションがリスクアナリシスにおいてどのような位置づけかということが完全に抜けていますね。リスク分析というのはリスク評価とリスク管理と、そしてリスクコミュニケーションから成り立つものであるというその一文をどこかに書かねばいけなかったと反省しました。

【小川食品監視課長】 ご確認ですが、「 」の4番目のところに、「わが国においては、リスク評価、リスク管理とリスクコミュニケーションが一体となって取り組む『リスク分析』の考え方を取り入れた対策が進められている」ということで、最後に触れおりますが。

【高橋（久）委員】 触れてはいますが、書き方が悪いですね。

【小川食品監視課長】 わかりました。その辺は表現や順番の問題だと思いますので、検討します。

【奥田委員】 最初にこの委員会が持たれたときに、岡本委員から提案されたと思いますが、各段階での、すべての局面で意見、情報の交流をするというふうには書いてあります。しかし、私にとってはちょっとわかりにくい。

例えば、「すべての局面」ですが、リスク評価をするときに科学者だけでのリスクコミュニケーションもないと、公正な人がというか、いろいろな立場の科学者が集まってやっているのかとか、そういったことがわかりにくいところが私たち消費者にとっては一番の不信の基ではないかと思います。あるいは消費者にしても、いろいろな立場の人がいて、どういう立場の消費者がリスクコミュニケーションの中で意見を言っているかということが信頼性を生むか生まないかということになっていきますので、もうちょっと強調してほしいと思ったのですが、いかがでしょうか。

【小川食品監視課長】 リスクコミュニケーションのメンバーというのは、考え方が対立する方がいいですか、多様な考え方があってしかるべきだと思います。その辺の書き方に

については、事務局一任でということにはいきませんので、再度皆さん方のご意見を聞きながら、わかりやすい内容にしていくべきと考えております。

【市川委員】 初めに、このリスクコミュニケーションの中間まとめについては、いろいろな方々が読んで、なるべくわかりやすく理解していただくというのが大切なポイントかなと思っております。そういう意味で、言葉の使い方など、更にいろいろ考えて配慮していく部分があるのではないかと感じている点が2点ありますので、お話しします。

まず第1点は、3ページの1行目に「経済的負担」という言葉が出てくるのですけれども、「経済的負担」というのは行政の方が使われるときと私たち都民が考えるときに、本当に同じような意味合いとしてとらえられるのかということです。もう少しわかりやすく、例えば施策に係る経済的負担であれば、費用とか人手には限界があって、お金の使い方、例えば税金でいろいろやっていくから限界があるんですよというようなことをもう少し具体的に表現していただけないかと思いました。

もう1点目は、概要版の1番のリスコミの必要性のところ「情報不足による誤解」という表現についてです。概要版のこの文言は何をあらわしているかということ、多分、3ページの最初の「 」の「一方、食品のリスク」云々と、このあたりのところだと思えますが、そこでは「情報が正しく提供されないことによる誤解」となっています。私もそのとおりだと思いますが、単なる情報不足によって誤解が起きているのではなくて、提供の仕方とかそのあたりに問題があるということを概要版の中でも書いていただいた方がいいのではないかと思いました。

【小川食品監視課長】 今のお話は全くそのとおりだと思います。表現的にそういう部分は十分補強できると思いますので、検討させていただきたいと思います。

【黒川会長】 ありがとうございます。ほかにはありませんか。

それでは、先に進ませていただきます。次に第2、リスクコミュニケーション推進における関係者の役割と課題に対してのご意見、ご質問などをどうぞ。

【田近委員】 私は、今現在、都民が食の安全についてどのような環境でどのような問題を考えているかということをお伝えするのが役目だと思っております。現在、都民の専門家に対する考え方ですとか要望の声が非常に大きくなっておりますので、紹介させていただきたいと思います。

この中で関係者の役割がいろいろ明確化されておりますが、いわゆる「話す投資家」みたいなものがテレビでも非常に話題になっておりますが、それと同じように、「話す専門家」といいましょうか、ちゃんと一般の市民でもわかるような言葉で説明できる専門家というものが非常に求められております。

先日、家庭科の先生たちの勉強会に誘われまして、参加してきましたが、その中でたまたま食の安全・安心に関する講義で、家庭科の先生が質問のときに添加物のことについて、実は自分は天然添加物があることを知らなかったと仰っていました。そして、こういうものに関しては子供たちにどのように教えればいいのか、またその中に食の安全ですとかリスコミに関しても記述があったんですが、このようなことは自分たちが今まで全然携わってこなかった新しい問題なので、どのように子供たちに教えていいのかわからないという話がありました。

これに関して講師の方からは、天然添加物に関しては専門家ではないのでという前置きがありまして、いわゆる食べたことのないもの、食歴のないものに関しては、どうかとか、添加物に関しては量が大変重要だと私は思っていますが、量に対する説明もありませんで、やはりきちんとした専門家に話してもらいたいという声が非常に多かったです。

それに関しまして、私も以前に添加物の講習会に出たときに、たまたまそのときに理系の学生たちが、添加物でもまだ解明されていないものいろいろあり、特に食べ合わせの問題なんかはまだまだ進んでいないということをお話しているのを聞きましたから、それを質問しようと思ったのですが、時間切れでできませんでした。後ほどその専門家に聞きましたら、実は日本では、これは危ないとか危険だというのはわっと世間にでますが、安全に対する情報が少ないと仰ってました。海外では、添加物同士の組み合わせを調べてみたら結果安全だったと、そういう論文も出ていますが、日本ではなかなか論文が出ないという説明がありました。非常に納得しましたが、でしたら、そのことを講義の場で言っていただいた方が聞いている方にとっても非常にわかりやすいなと思うことができました。

やはり、難しいことをおっしゃることはよくありますが、都民にわかりやすい、みずから話すことができる専門家というものが非常に叫ばれております。以前にもお話ししましたが、このような場でそのような話せる専門家を育成するために、学生ですとか若い人たちを呼んでほしいと話をさせていただいたことがあります。そのようなこともこれからは重要ではないかと思っております。また、そのときには、どうぞ主宰する側としては、資料などもそろえて、幅広く、新しい、望まれる専門家も育成できるようにしていただきたいと思っております。そのような声が出ておりますので、ご紹介させていただきました。

【小川食品監視課長】 貴重なご意見とご経験談、受けとめたいと思っております。今のお話は、これからご説明させていただく都の取組の中で少し触れておりますのでご確認下さい。

【林委員】 5ページの消費者の役割の中の3番目に「信頼関係を醸成していくこと」とありますが、なぜか消費者のところだけにしか「信頼関係の醸成」がありません。これは、消費者のところだけにしか書いてありませんが、全体的な利害関係者、ステークホルダーがすべて共有すべきことではないかと思っております。原案に対してメモを書いてお送りしたと思っておりますけれども、リスクコミュニケーションにおいて戦略的な重要性を持つのは、この信頼関係の醸成だと私は思っております。ですから、初めのところに、すべての関係者にわたって信頼関係を醸成していくことは非常に重要であるということを持ってくるべきかなと思っております。

もう少し言えば、むしろこの点は事業者の方に来るべきであって、「事業者と日頃から情報や意見の交換を図りながら」という項を事業者へ持って行って、「消費者と日頃から情報や意見の交換を図りながら」と言った方がフィットすると思っております。いずれにしても、全体の課題としてとらえるべきではないかと思っております。

【小川食品監視課長】 ご意見、もっともなことだと思っております。前文の中に入れ込むのがあるのか、ここの中に入れ込むのがあるのか、皆さん方にもお諮りして検討していきたいと思っております。

【市川委員】 5ページの「メディア関係者」のところですが、食の安全にかかわるよう

な情報の提供について、マスメディアの果たす役割はとても大きいと思います。ここに今書いてある文言だけでは、マスメディアの出す情報の影響力の大きさが少し伝わりにくいかと思っております。そこで、マスメディアの出す情報の影響の大きさをきちんと理解して出してほしいという思いをもう少し盛り込んでいただけたらと思います。

【小川食品監視課長】 マスメディアというのは、媒体でございますので、あえてメディア関係者と言葉を直したのですが、確かにマスメディアの影響力は非常に大きいです。この部分については、皆さん方のご意見、議論がまだ十分でなかったものですから、どの辺まで書き込んでよいのか等、皆さん方のご意見を踏まえて書いていきたいと思っております。もし差し支えなければ再度、メディア関係者のところについて、またご意見をいただきながら、今のご意見の内容についても検討していくべきと考えております。

【黒川会長】 ほかにございませんでしょうか。

それでは、最後の第3、リスクコミュニケーションの社会的な定着に向けて、リスクコミュニケーション定着に向けた都の取組も含めてご意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【高濱委員】 7ページの最初のところですが、「我が国ではリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの3つの要素で構成されるリスク分析の考え方」という記述があり、一方2ページでは「リスク評価、リスク管理とリスクコミュニケーションが一体となって取り組む『リスク分析』」と記載されております。この辺、一度よく整理していただいた方がいいのではないかと思います。

「リスク分析」という「言葉の翻訳」が恐らく悪いのではないかと思います。普通、一般的な言葉で言うと、「分析をして、それで評価する」というイメージで捉えがちですから、この辺は、単に3つの要素で構成されているというのではなくて、その3つがどのように関係しているのかということをもう少し丁寧に書いていただかないと、普通の方はわかりかねると思います。この辺はもう一度、表現を工夫していただければと思います。

【中村食品安全担当係長】 最終的な取りまとめに向けましては、参考資料という形で、そういったもろもろのものをつけるべきなのかなと事務局で考えております。その辺につきましては、また部会でいろいろとご意見をいただきたいと考えております。

【黒川会長】 私もその点について少し申し上げると、いわゆる用語集、簡単なものをつけないと、文章だけでは一体何だということがわからないと思います。

【池山委員】 7ページのリスクコミュニケーションの現状で、国の取組の「 」の3つ目ですが、「食品安全委員会では、リスク評価の結果についてホームページ上での情報提供や説明会を開催している」とあります。一方最後のところでは、「農林水産省では……リスクコミュニケーションなどを実施している」とありますが、食品安全委員会でもちゃんとリスクコミュニケーションを実施しているので、ホームページ上で情報提供や説明会だけというのは、少しバランスに欠くと思います。

【岡本委員】 7ページですが、「平成14年のBSE発生を契機として」と書いてしまうと、それ以前はリスクを全然扱っていなかったみたいになりますから、この枕詞は特別要らないのではないかと思います。

それから、先ほどから話題になっていきますリスク関連の言葉ですが、国の食品安全委員

会のホームページを見ていないので、そこでどのように言葉を使っているかわかりませんが、この文章の中で使っている「リスク評価」という言葉と「リスク分析」という言葉は、通常のリスクの世界で使っている言葉の使い方と逆になっています。

通常「リスク分析」という場合には、教科書的には3つアプローチをしていることになっていて、リスク分析の中の1つがイベントツリーによる分析、それは要するにどういう場合にリスクが起こるかということを明瞭にするということです。例えば、『ここが故障すると車が走れなくなる』、それをイベントツリーによるものと言っています。もう1つはリスクをベネフィットとの対比で分析するという考え方があって、3つ目がリスクをイメージだけで分析する。例えば、原子力に関するイメージとか、遺伝子操作に関するリスクというのは、通常の人には幾ら読んでも理解できないので、それはイメージで代替しているのだというように考えるわけです。ですから、通常は分析をやって初めて評価ができるので、評価してから分析するのはおかしいのです。ですから、そういう意味で言うと、ここで使われている言葉は全般にわたって、リスク評価という言葉とリスク分析という言葉はちょうど逆になっていると思います。

【小川食品監視課長】 表現上の問題点と、もう1つ、リスク分析の考え方でございますが、食品の安全性に関するリスク分析の考え方や、今先生がおっしゃったイベントとベネフィットとイメージの3つに分けるとということについては、内容的にかなり専門的な話だと思います。このあたりのすり合わせがどのようになっているのかについては、私も厳密にお答えできないのですが、考え方でございますので、これからまだ検討する場がございます。その場で皆さんに十分ご検討いただいて、適切な表現にしていかなければいけないとは思っております。今ここで書いている文言につきましては、私どもが得ている情報とか知識とか、皆さん方でご検討いただいた内容をある程度反映させる形で書いております。まだ十分でない部分があるかと思いますが、その辺につきましては再度議論が必要と考えます。

【岡本委員】 先ほど用語集が必要だというご議論がありました。おっしゃっていることはわかりますが、リスクに関係する言葉が通常リスクの学問の世界で使っている言葉と逆さまになっているということになってくると、誤解がずっと残っていく可能性もあります。我が国ではリスク学会が出している「リスク事典」に出ている言葉の使い方を標準にして言葉を使うことに大体はしているので、一度そちらと照合なさることがいいかと思います。

【小川食品監視課長】 その点につきましては、照合をきちんとして、また皆さん方に…
…。

【黒川会長】 リスク評価というのは広義の意味で、分析はその中の1つだと、厚労省でもずっと言ってきましたので、検討してください。それから用語辞典、リスク学事典のほかにも、私どもの方でもトキシコロジー用語事典と言うものがありまして、その中にもいろいろ入っていますので、どうぞご利用ください。

【谷茂岡委員】 私、わからないところがあります。8ページの都が果たすべき役割の中で、第1番目のところに「安全確保の取組を、関係者と意見を交換しながら」と書いてあるので、こういう関係者かなと思っているのですが、9ページの(3)で「関係者の役割に応じた取組を促進する」とおっしゃっています。関係者というのはどの程度までの範

困を関係者というようにするのか、その理解はどうしたらよいのでしょうか。

【中村食品安全担当係長】 部会の検討の中で、「関係者」というのは、基本的には幅広くとらえております。2章で「関係者の役割と課題」ということでまとめてありますが、基本的には、そこに書かれているのが「関係者」ということです。ただ、そうはいいましても、一自治体としてすべての関係者を巻き込んでというのも、なかなか難しい部分もあるかと思えます。どこをメインに据えて考えていくかということではいろいろと意見を伺ったのですが、基本的には行政体と、直接食品製造・流通を担う事業者、最終的な食品を消費するという都民、この三者がメインになるという考え方で進めています。

ただ、その中で、例えば情報を発信するに当たっては、メディアとの連携であるとか、あるいはわかりやすい情報を発信するための専門家との連携とか、そういう形でさまざまな「関係者」と連携しながら、このリスクコミュニケーションというものを東京都の中に定着させていこうという考え方を今回まとめていただいたということでございます。

【谷茂岡委員】 もちろん消費者も入るわけですね。ですけれども、やはりそれは明確にさせていただいた方が、きちんとするのではないかと思います。おそらく、これは関係するのかな、これは言っていないのかなということも出てくると思われますので、どこかで「こういう関係者はみんな関係者と言う」という趣旨をきちんと、明確にされていけばいいなと思えます。よろしくをお願いします。

【小川食品監視課長】 その点につきましては、前文のところなどで対応できるのではないかと思います。

【奥田委員】 12ページのイの2つ目の「 」について、「交流の場は、関係者が参加しやすい曜日や時間の設定に配慮する」とありますが、回数も配慮していただきたいと思えます。

もう1つ、ウの(イ)の2つ目の「・」、「ポスターセッション」とありますが、これはパネルセッションだと理解しております。「意見交換を実施する」という、パネルセッションについて私は大好きですが、前にこちらでフォーラムでしたか、パネルセッションをやるということで期待して行ったら、パネル討論会のような形で、参加者はパネラーと直接には話ができず、要するに壇上のパネルだったわけです。多分、行政の場合は、公式見解と個人の立場ということと色々難しい部分もあると思えますから、パネルセッションをやるとなかなか大変なのだと思います。しかし、その辺も含めて、ぜひそういう機会をたくさんやっていただきたいということと、このパネルセッションには行政だけではなく、事業者も、消費者も、みんなパネルが出せる段階、状況にしていきたいと思います。私のような団体では力も人材も何もありませんから、パネルを出してもやられてしまうとは思いますが、やはり意見を言う機会というか、リスクコミュニケーションの中にそういうパネルセッションで個人的にというか、パネルでもって意見を言う機会が必要だと思います。例えば消費者が事業者から、あるいは行政からへこめられてもいいのではないかと考えています。そういう機会をつくっていただきたいと思っています。

【小川食品監視課長】 取組の充実という話だと思います。これからそういう点について充実するような内容の検討をしていくべきだと思います。

【田近委員】 今、ポスターセッションのお話が出ましたが、先週末に「くらしフェスタ

東京2005」が新宿西口でありました。私のぞいてきましたが、そこでは食品関係の会社、消費者団体の方、環境・エネルギー会社、いろいろなパネルが出ておりまして、直に話すことができました。普段フォーラムですとかそのような講座などでは、関心のある人しか行くことはないと思いますが、あのような場所ですと、たまたま通りがかった家族連れですとか、そのような人たちも参加して、いろいろ話すことができました。私もたまたまある食品会社の若い女性の社員の方が、食育について非常に熱心になさっているということを知りまして、あのままで終わらせてしまうのはもったいないと感じました。

最近、食育、食育とあちこちで騒がれておりますが、実際に学校では今どうなっているのかということがありまして、先週、市内の、自分が住んでいる地域の小学校と中学校の校長先生にお聞きしました。結論から申しますと、十分になされている実績はないということです。みんな地方自治体の裁量によって進められているので、学校全体としての取組が非常に難しいそうです。また、栄養教諭という問題もありますが、それも教員の資格の問題などいろいろありまして、非常に難しい、苦勞しているというお話を伺いました。ですから、パネルセッションなども一緒に学校を巡回して行ってもらうのも、食育の一環としては非常にありがたいのではないかと思います。新宿西口のもは食育だけではなくて、環境ですとか消費者問題とかいろいろ含まれていましたので、食育のことだけではなく、皆関係がありますから、そういうものも利用して、食育運動にも参加してほしいと思っております。

【小川食品監視課長】 ぜひとも参考にさせていただきたいと思っております。

【和田委員】 文章について伺いたいと思っております。8ページの2の「 」の3つ目ですが、「リスクコミュニケーションのパートナー」という言葉があります。「パートナー」という言葉の使い方はこれで正確なのでしょうか。「パートナー」というと、例えばだれだれのパートナーというような使われ方でしたら理解できるのですが、「リスクコミュニケーションのパートナー」という言葉が、正確でしたら結構ですけれども、読んでいて少しひっかかりました。

それから、3番の「正確な情報とその情報が持つ『意義』について提供する」という文章ですが、「意義について何々を提供する」ならわかるのですが、文章を読んでいると意図していることはわかりますが、「意義について提供する」という行は、文章としてどうなのでしょうかとということです。

話を戻しまして、リスク分析の用語集に載せる方、本文の言葉の使い方も非常に慎重で大事なことだと、お話を伺いながら思っていました。食品安全委員会ができる経緯となったことをたどってきますと、評価があってから分析ではないかとおっしゃったリスクということは、確かにそうだと思いますが、それと別にリスク分析という大きなものがあって、その中に3つあるということとを慎重に書き分けていただかないと、読む方がますます混乱して、わけがわからなくなってしまうのではないかと思いますので、お願いしておきたいと思っております。

【小川食品監視課長】 まずパートナーにつきましては、ステークホルダーという書き方もありますが、必ずしも敵対関係者や利害関係者だけでないもう少し広い意味の集合体みたいなものが対象かなと思いつかせていただきました。この辺については、きちんとし

た説明がないとわかりにくいということだと思います。

それから「意義について提供する」ということですが、タイトルのなところには細かく書けませんでしたので、このような表現にしました。しかし中身については、形式的な情報ではなくて、その情報の持っている意味を付加していかないと、受け取る方はどういふふうを受け取ったらいいかわからないのではないかという意味合いを意図していますが、これも表現上の問題かなと思っております。要するにデータでも形式的に出すということだけではなく、そのデータを持っている意味を付加しなくては、受け取る方が理解しにくいということです。

最後にご指摘がありましたリスク分析ですが、「リスク分析」というのは、「リスクアナリシス」という言葉を日本語に訳して「リスク分析」と言われていますが、当然「リスク評価」と「リスク管理」と「リスクコミュニケーション」が三位一体となって「リスク分析」という考え方があると教科書には書かれております。一般的に言われている表現と、先ほど岡本先生がおっしゃった、「まず分析があって評価がある」という考え方につきましては、私どもでは、国の定義をある程度勘案しながら表現しているつもりです。しかし箇条書きで書いていますので、表現方法などまだ十分書き切れていない部分もあります。当然そういったところは、きちんと書かなくてはいけないと考えておりますが、今の段階では、骨子というようなことでしか表現しておりませんので、完成の文章ではございません。そのような意見につきましては十分これから検討させていただきたいと思っています。

【今井委員】 7ページの「リスクコミュニケーションの現状」でございますが、ここには国の取組と都の取組の2つだけ記載してありますが、他の関係者、例えば事業者の取組だとか、メディアの取組だとか、その他のプレイヤーの取組の現状について付言する必要はないのでしょうか。

もう1つ細かいことですが、「国の取組」と、下が「都の取組の現状」と書いてありますが、「現状」をとってしまうなど、この書き方を統一された方がよろしいのではないかと思います。

【中村食品安全担当係長】 今回検討いただいた内容というのは、都におけるリスクコミュニケーションの充実策ということでして、いわゆる行政体である都がどのようにリスクコミュニケーションを進めていくかということです。このご検討をいただく上での現状ということで取りまとめてありますので、事業者の方、それぞれの関係者の方の取組は言及していないということでございます。

現状云々ですが、これは合わせた方がよろしいかと思いますので、後ほど検討させていただきたいと思います。

【西山委員】 13ページの(3)のイに「先進的な取組の普及に向けた技術的支援」とあり、「事業者や都民が自主的なリスクコミュニケーションの実施に向けて活用できるノウハウの提供など様々な技術的な支援を行っていく」と書いてありますが、具体的にどういふイメージをしていいのか、技術的な支援ということで、何か考えられていることがあれば教えていただきたいと思います。

【小川食品監視課長】 これは中間のまとめですので、なかなか書き切れなかったのですが、先進的な取組をやっている事業者の方たちもたくさんいらっしゃいますので、その

ような方々のノウハウや技術を吸い上げるような場とか機会を設けて、参考になるようなものを皆様方に提供できるようなものをつくってあげればと考えています。例えば、取組コンペのようなものも考えられますし、CSRということではいろいろな取組が行われておりますから、そのような取組の食品バージョンのようなものも提供できればいいと思います。ただ、技術的な支援というのが、単に知識の付与だけではなくて、例えば私どもが提供できる場の提供とか、そのような機会の開催などを含めて行政単独でやるだけでなく、事業者の方と一緒にやるとか、消費者の人も入れてやるとか、いろいろ企画があるのではないかとと思いますが、事業者の皆様方もそういうような取組について進めていただきたいと考えておりますので、私どももできるだけ後押ししたいというイメージでございます。

【林委員】 3つばかりお尋ねしたいのですが、1つは先ほどの8ページの「情報の意義を付加してわかりやすく提供する」ということです。これはこれで結構ですけれども、たしか検討部会では、情報の意義を付加する、要するに情報を加工するということは、同時に、本来の情報が偏るといふか、バイアスがかかるということが議論されていたと思います。ですから、これ自身は結構ですが、一時的な情報もどこかでアクセスできるような工夫が必要ではないかという意見は、どこに反映されているのかということが1つです。

もう1つは、少し小さな話のようですが、12ページのエの施策への関係者の意見反映の最初の「 」の3行目で、「パブリックコメントや説明会」という括弧書きがあります。この文章は施策への関係者の意見募集を意図していると思います。意見を述べるということ、その意見を述べるという場の保証だということだと思っておりますので、パブリックコメントはいいと思いますが、説明会というのは逆ではないかと思っております。説明会は、話を聞く場です。私はメモで送りましたけれども、例えば意見を聞く会だとか、あるいは消費生活条例の申し出制度とか、そのようなものが例示として出てくるのがよいのではないかと考えております。あるいは意見交換会でもいいと思いますが、説明会だと逆にってしまうという気がしました。

3つ目ですけれども、13ページの(4)リスクコミュニケーション定着に向けた基盤整備の最初の「 」ですが、先ほど田近委員からもご意見がありましたけれども、たしか検討部会では都の職員の人材育成も必要だけれども、広く都民の中でリスクコミュニケーションをする人材といふか、能力の開発といひますか、そのようなことも必要なのではないかと議論があったと思います。その辺はどう反映されたのかということですが、

【中村食品安全担当係長】 まず8ページの情報の意義を付加していくことでバイアスがかかるのではないかとのお話ですが、11ページのウに、より分かりやすい情報の発信とございます。その3番目の「 」の部分です。法令の改正云々書いてございまして、「また」以降に、「また、必要に応じて、解説資料、概要版、根拠となるデータを含む詳細版など、多様な内容の情報発信を行っていく」と記載しておりますが、このあたりで林委員が言われたような元データや、いろいろな形での情報発信に対する考え方をまとめていただいております。

12ページの施策への意見反映という部分ですが、説明会というのは確かに一方通行のようなイメージがありますが、説明会のときにも当然双方向のやりとりというものもあります。ただ、林委員言われるように双方向の意見のやりとりというニュアンスから言うと、

少し書き足りない部分があると思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

13ページの人材の育成の部分でございますけれども、13ページの一番下の「 」で、いわゆる都としてノウハウであるとか、人材育成をしていくのですが、それをさらに進めまして、「関係者のリスクコミュニケーションの取組について相互連携を進めるため、具体的な連携方法など継続的に検討、協議をしていく」ということです。こういう検討、協議を通じた中で、そういったノウハウの提供ですとか、あるいは人材についてはどのような人材が求められおり、そのために東京都がどのような取組をすればという部分も通じて普及を図っていきけるのではないかと考えております。そのようなことが14ページの頭のところに書いてありますが、「主体的な取組の普及を図っていく」という考え方でまとめていただいたということでございます。

【田近委員】 何度もくどいように申しわけないんですが、やはり一番気になっているのは、子供と若い保護者たちの食生活、食の安全に対する認識のずれといいますか、そういうものを非常に危惧しております。10ページの下から2つ目の「 」に初めて「食育」という言葉が1つだけ出てくるんですが、どうぞこのあたりをもう少し充実させていただきたいなと思っております。よろしく願います。

【小川食品監視課長】 食育については、十分な議論もまだなかったと思いますので、これからその辺についてはご検討すべき内容ではないかと思っております。

【黒川会長】 よろしいでしょうか。

今まで3分割みたいにしてご討議いただきましたけれども、全体にわたりまして、重要だと思われる点で何かありましたらどうぞ。

いかがでしょうか。

【高橋（久）委員】 いろいろ議論してきて、そしていろいろな議論があった中で、本来、初めに整理しておくべきことがきちんと整理されていなかったとか、やはりお立場お立場によつての書き込み方の軽重のつけ方、そういったことの問題が今日ご意見を承っていて浮かび上がってきたと思います。また事務局と検討部会といろいろ意見交換していかなければならないと思いますので、今日のご意見が反映されるような形を考えていきたいと思いますが、ただ1つ、先ほどの岡本委員のご発言ですが、リスク学会の考え方というものも当然おありだと思えます。食品のリスクコミュニケーションに関して、食品安全委員会の中で行われているリスクコミュニケーションと、やはりそこに整合性がないとまずいと思ひまして、そのあたりもまた部会の中で検討させていただきたいと考えております。

【黒川会長】 よろしいでしょうか。

貴重なご意見を中間のまとめ案につきましていろいろいただきまして、ありがとうございました。

次に、審議会として、この報告をどう取り扱うという点と今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

【小川食品監視課長】 恐れ入りますが、資料3をご覧ください。

「平成17年度・食品安全審議会スケジュール（案）」となっておりますが、これが最終のところまでの予定でございます。本日は、第2回審議会でも中間のまとめを検討いただいているところでございます。

これからご提案申し上げますが、この中間のまとめに対するパブリックコメントを募集いたします。それから第4回の検討部会におきまして、一般都民の方から意見を聴く会の開催を予定しております。このようなパブリックコメント、意見を聴く会を踏まえまして、矢印の11月から12月のところに「検討部会における検討」と書いてございますが、ここで一、二回、検討部会を再度開催いたしまして、再度議論を深め、内容の熟度を高めていきたいと考えております。

そして、1月下旬あたりに第3回審議会、親委員会でございますが、ここで答申案の審議をいただきたいと思っております。この段階では、もっと詳しく内容が深まった完成版に近いものが出来上がっている予定ですので、この段階でご審議をいただき、いろいろなご意見が再度いただけるのではないかと考えております。そして2月に最終的な審議会を開催いたしまして、答申をいただくというような予定で考えてございます。

これが答申までのスケジュールでございます。

もう一つは、このスケジュールの中で申しました意見を聴く会というものを開催したいと考えております。これは委員の方のご要望もございまして、昨年来やっていることでございます。意見を聴く会といっても、リスクコミュニケーションに関する意見を聴くということですので、少しやり方を工夫いたしまして、ふさわしいような形を事務局で考えておりますので、このような意見を聴く会を開催したいということをお諮りしたいということと、今申しましたように、ご審議いただいた案を中間のまとめとしてパブリックコメントの募集を行っていきたいということについてお伺いしたいということでございます。

スケジュールを含めまして、事務局からこのような考え方であることをご説明申し上げました。

【黒川会長】 ありがとうございます。資料3にありますようなスケジュールで今後進めたいということでございます。お諮りするのには、1つ目は11月8日に予定されている直接都民の方、事業者の方から意見を聴く機会を設けるということでございますが、これは日まで予定されていることで、皆様にご承知おき願いたいということでよろしいでしょうか。

2点目は、本日の審議会での数々のご意見、それから今後のパブリックコメントの内容を反映させつつ、最終報告に向けてさらに検討部会で審議していただくということで、とりあえず今日のものは、ここですぐ直すわけにはいきませんので、中間のまとめということで、これをご承認願いたいということでございます。これも前からしていることで、今日は意見をたくさん頂戴いたしましたけれども、すぐ直して、15分後に見ていただいて、それというわけにはいきませんので、今日の時点ではこの中間のまとめ、それで最終の報告書にきょうのご意見、それからパブリックコメントなども含めてまとめるということでございます。ご承認願えますでしょうか。事務上のことでございます。

それから、意見を聴く会開催ということで進めさせていただきますけれども、パブリックコメントも含めまして、今後またいろいろやっていただくということで、何とぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

特にございませんようですので、私はこれで議長として終了いたします。長時間のご審議ありがとうございました。事務局どうぞ。

【小川食品監視課長】 貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

皆さん方、長い時間ご審議いただいた内容につきましては、会長が申されたように、これからの審議に反映させていきたいと考えておりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

先ほどご確認いたしましたスケジュールに従って進めさせていただきますので、11月8日に検討部会を開催させていただきます。部会の方につきましては、どうかよろしくお願いいたします。

来年2月の最終答申に向けて、私ども、さらに内容につきまして熟度を増していきたいと思っておりますので、今後ともご審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

本日はこれで審議会を終了させていただきます。

長い間どうもありがとうございました。

午前11時47分閉会